

平成23年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改善について

建設工事等に係る入札・契約制度のより一層の適正化を図るため、新たな制度改善策として、以下の事項を平成23年4月1日から実施します。

1 等級格付・発注標準の見直し

等級（ランク）の重なりを解消するとともに、受注機会の均等化を図るため、電気工事及び管工事の等級格付・発注標準を次のとおり見直します。

業種	平成22年度			平成23年度		
	等級	総合評点	予定価格	等級	総合評点	予定価格
電気	A1	1100 以上	2億円以上	A	1100 以上	2億円以上
	A2	850 以上 1099 以下	3千万円以上2億円未満 ※	B	750 以上 1099 以下	2千万円以上2億円未満 ※
	B	700 以上 849 以下	1千万円以上6千万円未満			
	C	699 以下	1千万円未満	C	749 以下	2千万円未満
管	A1	1100 以上	2億円以上	A	1100 以上	2億円以上
	A2	850 以上 1099 以下	3千万円以上2億円未満 ※	B	750 以上 1099 以下	2千万円以上2億円未満 ※
	B	700 以上 849 以下	1千万円以上6千万円未満			
	C	699 以下	1千万円未満	C	749 以下	2千万円未満

※ 特定建設業の許可を有する者で監理技術者資格者証を有する監理技術者を雇用していないもの又は一般建設業の許可を有する者については、予定価格をそれぞれの等級に定める下限の額以上6千万円未満とします。

2 共同企業体の見直し

(1) 共同企業体の組合せ等の見直し

上記1の見直しに伴い、電気工事及び管工事に係る特定建設工事共同企業体及び市内企業建設工事共同企業体の組合せ等を次のとおり見直します。

業種	予定価格	平成22年度					平成23年度				
		特定建設工事 共同企業体		市内企業建設工事 共同企業体		市内JV対 象工事に 単独で参 加できるも ののランク	特定建設工事 共同企業体		市内企業建設工事 共同企業体		市内JV対 象工事に 単独で参 加できるも ののランク
		代表構 成員の ランク	他の構 成員の ランク	代表構 成員の ランク	他の構 成員の ランク		代表構 成員の ランク	他の構 成員の ランク	代表構 成員の ランク	他の構 成員の ランク	
電気 及び 管	3億円以上 23億円未満	特定A1	A1、A2 又はB	—	—	—	特定A	A 又はB	—	—	—
	2億円以上 3億円未満	特定A1	A1、A2 又はB	特定A2	A2	特定A1	特定A	A 又はB	特定B	特定B	特定A
	1億円以上 2億円未満	—	—	特定A2	A2 又はB	特定A1 又は 特定A2	—	—	特定B	B	特定A 又は 特定B

(2) 市内企業建設工事共同企業体（市内JV）対象工事範囲の拡大

市内JVによる入札参加機会の増に資するため、市内JV対象工事範囲を次のとおり拡大します。

業種	平成22年度	平成23年度
土木	予定価格が1億円以上9億円未満の下水管布設工事又は道路の築造若しくは改修に係る工事（特別な技術を要する工事を除く。）	予定価格が1億円以上9億円未満の工事（特別な技術を要する工事を除く。）
建築	予定価格が1億円以上18億円未満の学校施設又は市営住宅における、新築、増築、改築、改修、解体又は除却に係る工事（新築、増築、改築又は改修については、6階建て以上の高層建築物に係る工事を除く。）	予定価格が1億円以上18億円未満の工事（特別な技術を要する工事を除く。）
電気及び管	上記建築工事に伴う、予定価格が1億円以上3億円未満の電気工事及び管工事（これらの工事のうち特別な技術を要する工事を除く。）	予定価格が1億円以上3億円未満の工事（特別な技術を要する工事を除く。）

3 等級格付における主観点の見直し

(1) 労働安全対策点

労働安全衛生管理活動を評価する観点から、建設業労働災害防止協会に加入している市内業者に対して労働安全対策点（10点）を加算します。

(2) 工事成績評定点に応じた加算点数

次のとおり工事成績評定点に応じた加算点数をより適正で実態に即した配点に見直します。

平成22年度		平成23年度	
工事成績評定点の平均点	点数	工事成績評定点の平均点	点数
95点以上	120点	90点以上	120点
90点以上95点未満	100点		
85点以上90点未満	80点	85点以上90点未満	100点
80点以上85点未満	60点	80点以上85点未満	80点
75点以上80点未満	50点	75点以上80点未満	60点
70点以上75点未満	40点	70点以上75点未満	40点
65点以上70点未満	20点	65点以上70点未満	20点
60点以上65点未満	0点	60点以上65点未満	0点
60点未満	-40点	60点未満	-40点

4 低入札価格調査制度における数値的判断基準の引上げ

適正履行のより一層の確保及びダンピング受注の防止を図るため、低入札価格調査制度の一次調査及び詳細調査における数値的判断基準の「直接工事費」及び「一般管理費」の判定率（下限）を次のとおり見直します。

区 分	平成22年度		平成23年度	
	一次調査	詳細調査	一次調査	詳細調査
直接工事費	75%	75%	80%	80%
共通仮設費	75%	75%	75%	75%
現場管理費	50%	50%	50%	50%
一般管理費	40%	40%	30%	30%

5 電子入札の適用範囲の拡大

平成17年度から電子入札制度を導入し、適用範囲の拡大を年度単位で順次行っていますが、より一層の利便性の向上と公正性、透明性の確保を図るため、平成23年度の建設工事の電子入札の適用範囲を次のとおり拡大し、平成24年度から全件電子入札を実施します。（工事関連業務については、平成20年度から全件電子入札を実施しています。）

建設工事

予定価格1千万円以上の全件、250万円超1千万円未満の一部の案件（発注見通しの公表時点であらかじめ対象案件を公表し、発注情報の公表時点で対象案件が確定します。）で電子入札を実施します。

(予定価格)	平成22年度	平成23年度	平成24年度
3千万円		電子入札	電子入札
1千万円			
250万円	電子・郵便入札併用		